

2021年3月号トピックス

仏暦.....年（第.....号）利息率に関する民商法典改正

2021年3月9日、内閣は仏暦.....年民商法典改正法（第...号）（利息率に関する改正）の承認が閣議決定した。要点は以下の通りである。

1. 民商法典第7条に基づく法令または法律（標準税率）によって明確に利率が規定されていない利息率の改正：「年率七・五パーセント（7.5%）」から「年率三パーセント（3%）」に改正する。ただし、勅令により利率は増減調整される。
2. 延滞利息率の改正：「年率七・五パーセント（7.5%）」を、「民商法典第7条に基づき定める年率「三パーセント」（3%）」に、更に、年率二パーセント（2%）の利息を追加した年率とする」。従って、法案発効後の延滞利息は年率五パーセント（5%）とする。
3. 債権者が債務者に分割払いを設定する債務の延滞利息を次の通り規定する：債務者が分割払いのいずれかを支払わなかった場合、債権者は、延滞となった分割払いの金額の元本に基づき、延滞利息率を要求する権利を持つ。
4. 本法案に基づく金利は、法案の発効日以降に支払期日が到来する債務または分割払いにのみ適用されるものとする。